

令和2年12月1日
出入国在留管理庁

コロナ禍で帰国することができず、本邦での生計維持が困難であるため、就労（アルバイト）を希望する方へ

コロナ禍において、本国や居住地に帰国することができず、本邦での生計維持が困難である外国人の方に対して、週28時間以内の就労（アルバイト）を認めることにしました。

就労（アルバイト）を希望する方で、以下の2の要件に該当する方は、地方出入国在留管理官署で資格外活動許可申請を行ってください。

1 資格外活動許可申請（詳細は[こちら](#)を確認してください。）

2 要件

- （1）現在有している在留資格で就労をすることができないこと
- （2）帰国が困難であること
- （3）在日親族や所属機関からの支援が見込まれない場合など、帰国するまでの生計維持が困難であること

3 提出書類

- （1）資格外活動許可申請書
- （2）帰国が困難であることについて、合理的な理由があることを確認できるもの（直近の在留資格変更許可申請等で提出している場合は再度提出していただく必要はありません。）
- （3）理由書（サンプルは[こちら](#)を確認してください。）